

募集要項（参加資格要件以外）に対する質問・意見への回答

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節 1	細節 2	細節 3				
1	募集要項							はじめに	質問	「優先交渉権者との競争的対話等を通じて」とありますが、優先交渉権者の選定後に競争的対話があるのでしょうか。	優先交渉権者の選定後に競争的対話は実施しません。事業者選定までの、競争的対話や事業提案等を通じて本事業に関して合意した事項について、優先交渉権者と公共施設等運営権実施契約を交わすこととなります。
2	募集要項	1	第 1	3				募集要項等	質問	募集要項等の定義で、実施方針等の質問回答は含まないとされていますが、実施方針とともに公表された要求水準書案への質問・意見等に対する回答の位置づけはどのようなのでしょうか。	「実施方針等に対する質問・意見への回答」には、実施方針とともに公表した「要求水準書（案）【令和 2 年 4 月】」に対する質問・意見への回答を含んでおり、それらに法的拘束力はありません。
3	募集要項	2	第 1	3				募集要項等	質問	募集要項等として(1)～(9)がありますが、（案）が付いたものはいつの時点で確定のでしょうか。競争的対話の内容により都度変更がありうるということでしょうか。	「公共施設等運営権実施契約書（案）」、「基本協定書（案）」、「要求水準書（案）」及び「モニタリング計画（案）」については、競争的対話にて調整を行い、基本協定締結時に基本協定書が、実施契約締結時にそれ以外の資料が確定することとなります。なお、優先交渉権者の選定後、「基本協定書（案）」や「公共施設等運営権実施契約書（案）」等の修正については、公募の競争性に影響しない、軽微なものを除き、原則応じることはありません。
4	募集要項	2	第 1	3				募集要項等	質問	(9)その他参考資料を具体的に示していただけますでしょうか。また、未定であればどのようなものが該当するのか例示してもらえますでしょうか。	「守秘義務対象資料（第一次、第二次）」において、「その他参考資料」をお示ししているとともに、その他本公募の各段階に応じて貸与する予定です。
5	募集要項	4	第 2	3	(2)			運営権者に求める基本方針	質問	本事業実施にあたっては、市内中小企業の健全な発展を目的とする「大阪市中小企業振興基本条例（平成23年大阪市条例第59号）」の趣旨を遵守しつつ、地域の資源や人材の活用等に努めること。とありますが、大阪市中小企業振興基本条例の（施策の基本方針）第 7 条第一項にある資金調達の円滑化を図るとあります。現在大阪市水道局発注工事におかれましては、前金払を実施いただいております。つきましては、今後 S P C から請負業者の請負工事代金支払いにおいて、工事代金の一部を前払金として支出できるよう、運営権者（ S P C ）へ要請いただけないでしょうか。	市は、応募者の提案内容に関し、資金面に裏付けされた事業遂行の実現性を評価することとしています。当該方法として、請負業者に前金払いを実施するかどうかは応募者の裁量によるところであり、市から応募者に対し、前金払実施を要請することは想定しておりませんが、ご意見として承ります。
6	募集要項	4	第 2	3	(3)			運営権者に求める基本方針	質問	特に、配水管工事の施工にあたっては、（ 2 ）の方針に基づく信頼性の高い施工体制及び市と同等以上の施工監理体制を構築し、適切に計画、設計された配水管更新仕様に基づく高い工事品質の確保と円滑な事業進捗を図ること。とありますが、建設企業が工事等を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払をすることが重要であります。現在大阪市水道局発注工事におかれましては、前金払を実施いただいております。つきましては、今後 S P C から請負業者の請負工事代金支払いにおいて、工事代金の一部を前払金として支出できるよう、運営権者（ S P C ）へ要請いただけないでしょうか。	
7	募集要項	6	第 2	6	(2)			附帯事業	質問	附帯事業の提案の有無・内容は、優先交渉権者選定基準に該当箇所がありませんが、選定において具体的にどのように評価されるのかご教示ください。	附帯事業である「災害時の対応」や「管路更新事業の広域展開に向けた体制構築」等については、「優先交渉権者選定基準 別表」に記載のとおり、評価の対象となっています。
8	募集要項	6	第 2	7	(1)			配水管の延長	質問	「開示資料No.4 4-1_テンプレートの概要・路線選定の考え方」にある「運営権の選択範囲 配水管3,500km」について、管径毎の距離や位置に関する詳細情報を開示頂けないでしょうか（開示資料は5,129km全体に関する情報であり、1,800kmの選定元となる3,500kmについての情報が募集要項等にもありません）。	市では、配水管5,129kmのうち耐震管を除く全ての配水管約3,560km（令和元年度末時点）を「運営権の選択範囲」と考えています（基幹管路の耐震適合管も当該選択範囲に含まれていますのでご留意ください。）。当該管路の管経毎の延長は、「守秘義務対象資料（第一次）」を、管路位置については、管路情報管理システムをご確認ください。当該システムの閲覧の機会は、再度、設ける予定です。
9	募集要項	7	第 2	7	(2)	イ		特定事業に附随する業務	意見	特定事業の実施に合わせて整備することが合理的なものとして、給水管整備、消火栓設置等をあげておりますが、事業を実施する中でそれ以外が発生した場合は、運営権者から提案することも認めていただきたい。	事業期間中に、特定事業に附随する業務に関し運営権者から実施に係る提案があった際には、市としても実施の可否に係る協議に応じます。
10	募集要項	7	第 2	7	(2)	ウ		行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	市と他水道事業者等との協定等による行政間の合意に基づく、とある点につき、当該合意のプロセスで運営権者が何らかの形で参画することは可能でしょうか。	行政間の合意プロセスに運営権者が参画する想定はありませんが、運営権者の状況や意向にも配慮しつつ、行政間の合意形成に努めます。
11	募集要項	7	第 2	7	(2)	ウ		行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	今日現在、大阪시가協定を結んでいる大阪府域内外の他水道事業者等はどこでしょうか。	現時点では、行政間の合意に基づく他水道事業者等の水道管更新に係る行政間の合意形成はありませんが、今後、「大阪市水道 広域連携・海外展開戦略」（ https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000500701.html ）に基づいて、他都市等との協議を進めます。合意形成がなされたら、速やかに情報開示し、運営権者と協議します。
12	募集要項	7	第 2	7	(2)	ウ		行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	今日現在、大阪시가運営権者に行わせようとする大阪府域内外の他水道事業者等との協定等による行政間の合意はありますでしょうか。	
13	募集要項	7	第 2	7	(3)			任意事業	質問	運営権者の子会社若しくは関連会社とは、実施契約書（案）のP28の第64条で解釈すると、運営権者が新たに設立する子会社や関連会社と読み取れますが、あるいは運営権者の構成会社が元々保有している子会社や関連会社という意味でしょうか？	「運営権者の子会社若しくは関連会社」とは、「公共施設等運営権実施契約書（案）第64条第 1 項」のとおり、市の事前承諾のうえで運営権者が設立する自らの子会社若しくは関連会社、又は、市の事前承諾のうえで運営権者が株式若しくは持分を保有することにより子会社、関連会社とする場合における、その子会社若しくは関連会社となります。
14	募集要項	7	第 2	7	(3)			任意事業	質問	任意事業の実施にあたり、運営権設定対象施設に何らかの手を加えることは可能でしょうか。（例えば、削孔によりバルブを取り付けるなど）	基本的には運営権設定対象施設に何らかの手を加えるような任意事業は想定していません。ただし、任意事業実施に係る提案について、水道の安心安全、安定供給に支障のない範囲であると市が認める場合は、例外的に認めることもあり得ます。

No	資料	見出し符号						項目名			質問・意見	回答
		頁	章	節	細節 1	細節 2	細節 3					
15	募集要項	7	第 2	7	(3)			任意事業	質問		任意事業の提案の有無・内容は、優先交渉権者選定基準に該当箇所がありませんが、選定において具体的にどのように評価されるのかご教示ください。	運営権者の自由裁量により実施する、他水道事業者等の管路更新等業務については、「優先交渉権者選定基準」の別表中「管路更新事業の広域展開に向けた体制構築」の項目にてご提案いただければ、評価の対象となります。それ以外の任意事業に係るご提案については、評価の対象外となります。
16	募集要項	7	第 2	7	(3)			任意事業	質問		任意事業について、提案の有無に関わらず評価の対象外との理解で宜しいでしょうか。	
17	募集要項	7	第 2	7	(3)			任意事業	質問		附帯事業においては、他水道事業者受託業務を事業期間終了後も継続することが認められておりますが、任意事業に関しては該当する記載はありません。任意事業については、入札等に参加することはできるが事業期間終了後の当該業務の継続は認められない、という理解でよろしいでしょうか。	任意事業に関しても、他水道事業者受託業務と同様に、本事業期間終了後であっても、当該事業の契約関係等に基づき継続して実施いただいても差し支えありません。
18	募集要項	8	第 2	8	(3)			運営権の存続期間	質問		「運営権の存続期間は令和25年3月31日を超えることができない」と記載があるが、本事業期間中に自然災害等の不可抗力が複数回発生した場合でも運営権の存続期間は令和25年3月31日を超えることはできないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	募集要項	9	第 2	8	(4)			本事業期間終了時の取扱い	質問		SPCの解散決議に関する制限はあるのでしょうか。（例えば、運営権設定対象施設引渡し日から●年経過するまでは解散決議をしてはならない等。）	「公共施設等運営権実施契約書（案）第89条」をご確認ください。
20	募集要項	9	第 2	8	(4)	ア		運営権設定対象施設の引き渡し	質問		計画路線配水管更新期間中に新管へ通水し、給水管の接合替えを行うが、接合替え及び配水管入替工事が完了した時点で、本市へ帰属する と言う考えで良いのでしょうか。それとも、運営権終了の令和20年3月31日まで、維持管理をし、期間終了時に帰属するのでしょうか。	「公共施設等運営権実施契約書（案）第38条」に定めるとおり、運営権者による施工業務によって完成した配水管について、その所有権は当然に管理者に属します。
21	募集要項	9	第 2	8	(4)	イ		業務の引継	意見		本事業終了時に、運営権者の負担で引継ぎの実施を行う旨が記載されているが、事業開始時に同水準の引継ぎを市担当者から運営権者に実施してもらえるのが公平と考えます。取り計らい願います。	「公共施設等運営権実施契約書（案）第 9 条第 3 項」に定めるとおり、本運営事業の承継にあたって、必要かつ可能な範囲で運営権者に対して協力します。
22	募集要項	9	第 2	9	(2)			運営権者が受領する資産等	質問		「運営権者が希望した場合、協議等のうえ別途契約を締結し受領する資産等」については、市は応募者に対し資料を開示するという認識で宜しいのでしょうか。	譲渡対象資産一覧については、「守秘義務対象資料（第一次）」において、お示しております。
23	募集要項	9	第 2	9	(2)			運営権者が受領する資産等	質問		「運営権者が希望した場合、協議等のうえ別途契約を締結し受領する資産等」については、市は応募者に対し資料を開示する時期についてご教示ください。	
24	募集要項	9	第 2	9	(2)	ア		施設等の使用权	質問		リスト等で具体的にご提示ください。	
25	募集要項	9	第 2	9	(2)	イ		機材及び備品等の譲渡又は貸与対象資産	質問		対象となる機材、備品はどのようなものがございますでしょうか。	
26	募集要項	10	第 2	10				市職員の派遣要請	質問		「競争的対話等において確認」とありますが、概ね何名の派遣を考えておられるのか教えてください。	派遣職員については、競争的対話等の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
27	募集要項	10	第 2	10				市職員の派遣要請	質問		運営期間中、必要に応じて市と協議の上で派遣職員の増減を実施することは可能でしょうか。	
28	募集要項	10	第 2	10				市職員の派遣要請	質問		要請できる人数に制限はありますか。	
29	募集要項	10	第 2	11				市が実施している業務との連携	質問		市が実施する維持保全業務とは、弁類保守点検業務や管体調査業務以外にどのような業務があるでしょうか？	「公共施設等運営権実施契約書（案）別紙 1（ 1 ）」をご確認ください。
30	募集要項	10	第 2	11				市が実施している業務との連携	質問		「維持保全業務及び新設工事等を市が実施している」とある点につき、本事業期間も市が継続して実施するというのでしょうか。	本事業期間中、運営権設定対象施設においては、本事業を運営権者が実施するほか、維持保全業務及び新設工事等を市が実施します。
31	募集要項	10	第 2	11				市が実施している業務との連携	質問		本事業において運営権者が新たに更改する水道管路及びその関連施設についても、市が実施している「維持保全業務」の対象となる、と考えてよろしいでしょうか。具体的な業務内容が分かればご教示ください。	本業務における運営権設定対象施設の施工目的物は、「公共施設等運営権実施契約書（案）第38条」に従い市の所有に属したものが市が行う維持保全業務の対象となります。維持保全業務の内容については、No.29の回答をご確認ください。
32	募集要項	10	第 2	12				更新を行った施設の所有	質問		運営権者が更新・整備していない配水管、その他運営権対象施設の所有権は市に属する、との理解で宜しいでしょうか。	「その他運営権対象施設」が何を指すのかは不明ですが、運営権者が更新、整備をしていない配水管についてはご理解のとおりです。
33	募集要項	10	第 2	12				更新を行った施設の所有	質問		「運営権者が新たに整備した市水道事業に係る配水管の所有権は、市に属する」とのことですが、所有権が市に属するのは、工事完成検査完了後、完成図書書類の確認を受けた後という認識でよいでしょうか。	「公共施設等運営権実施契約書（案）第38条」に定めるとおり、運営権者による施工業務により、市の完成を受けた配水管の所有権は市に属します。
34	募集要項	10	第 2	13				本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	質問		設計業務委託契約の契約の承継について、契約相手方が承諾しない場合には市が履行する、との理解で宜しいでしょうか。	配水管更新に係る設計業務委託契約については、当該契約の中で運営権者に対する契約の承継についてあらかじめ受託者が承諾する旨を規定することで契約相手方の承諾を取得することを予定しています。したがって、基本的にはご質問のような事態は生じないと考えています。
35	募集要項	10	第 2	13				本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	質問		「配水管更新に係る設計業務委託契約等の…契約については、原則として、…市から運営権者に契約の承継を行う」とありますが、契約の承継条件については運営権者は市と協議できるものとして宜しいでしょうか。	承継対象契約の決定方法は、No.36の回答でお示すとおりですが、契約の承継条件は基本的に市が提示する条件によります。
36	募集要項	10	第 2	13				本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	質問		「その他、配水管更新に係る設計業務委託契約等の本運営事業の実施に係る契約については、原則として、市が契約相手方からの承諾を得たうえで市から運営権者に契約の承継を行うものとし、（中略）本事業開始日の前日までに履行した部分に係る代金については、市が負担することとする」とありますが、市と運営権者間で承継する契約について事前協議することは可能でしょうか。	現時点では、承継対象契約は、円滑な事業引継に向け、本事業開始直後の運営権者による早期の工事着手のための配水管更新に係る設計業務委託のみを予定しており、優先交渉権者の事業提案書における早期更新路線との整合性を図るために、双方協議を行ったうえで、合意に至った設計業務委託を承継するものです。
37	募集要項	10	第 2	13				本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	意見		設計業務委託契約の契約の承継について、契約相手方が承諾した場合に、承継前に起因する設計瑕疵を原因とするリスクについては市の負担として頂けないでしょうか。	運営権者に負担いただくものと考えます。

No	資料	見出し符号						項目名		質問・意見	回答
		頁	章	節	細節 1	細節 2	細節 3				
38	募集要項	10	第 2	13				本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	質問	設計業務委託契約の契約の承継について、契約相手方が承諾した場合に、承継後の契約残高は実施契約書（案）別紙4-1に記載の関連資料集No.5にて開示されるのでしょうか。	
39	募集要項	10	第 2	13				本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	質問	「市が契約相手方からの承諾を得たうえで市から運営権者に契約の承継を行うもの～当該契約に係る代金のうち、本事業開始日の前日までに履行した部分に係る代金については、市が負担することとする。」とありますので、本事業開始日以降に履行した部分については、運営権者が負担することになると思われます。事業計画に見込む必要がありますので承継を行う契約の想定金額をご教授ください。	現時点では、承継対象契約は、円滑な事業引継に向け、本事業開始直後の運営権者による早期の工事着手のための配水管更新に係る設計業務委託のみを予定しており、優先交渉権者の事業提案書における早期更新路線との整合性を図るために、双方協議を行ったうえで、合意に至った設計業務委託を「関連資料集No.5」の整理表に記載することとなります。 具体的な承継対象契約の内容については、現在検討中です。
40	募集要項	10	第 2	13				本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	質問	設計業務委託契約等に係る代金は、本事業開始日の前日までに履行した部分に係る代金については市が負担することとするとありますが、どのように算出するのでしょうか。	本事業開始日の前日までの成果物に対する検収を行ったうえで算出します。
41	募集要項	10	第 2	13				本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	意見	市より義務が承継され、その契約に伴う支払が運営権者側負担となるが、特定事業のみのボリュームにおいても難易度も高く、コスト圧縮が課題な中、これら詳細不明な当該契約に関し、運営権者側で一切コスト、業務ともに現時点で吸収することを確約せよということは、合理的ではなく、別途協議の上、費用は市から拠出いただくこととしていただきたいと考えます。 積極的な参画を阻害する事項にもなりうると考えます。	原文のとおりとします。
42	募集要項	11	第 3	1				事業者選定のスケジュール等	質問	基本協定の締結時期の想定はありますか。	優先交渉権者の選定（令和3年6月を目途）後、速やかに締結することを想定しています。
43	募集要項	11	第 3	1				事業者選定のスケジュール等	質問	市議会に運営権の設定等に関する議案を提出するにあたり、優先交渉権利者が事前に準備する必要がある資料と提出期限についてご教示ください。	優先交渉権者が準備する資料がある場合については、提出時期を含めて優先交渉権者の選定後に適宜お伝えします。
44	募集要項	11	第 3	1				事業者選定のスケジュール等	質問	事業性を検討するに当たり、精度の高い計画、積算、技術提案に結び付く基礎資料となる C A D基本図面はいつ開示されますか。具体的なスケジュールにてご教示願います。	管路情報管理システム登録の図形デジタルデータ（Shapefile形式）や完成図面（PDF形式、CAD形式ではない）を含めた、より詳細な情報については、基本協定の締結後に優先交渉権者へお示しする予定です。「守秘義務対象資料（第一次、第二次）」や管路情報管理システムの閲覧にて得た情報等を基に事業提案をしていただきますようお願いします。
45	募集要項	13	第 3	2	（ 3 ）			資格審査	質問	参加表明受付から資格審査結果までの間、構成企業の一部が参加資格要件を満たさなくなった場合、第3-3（1）力に基づき市に通知を行い、適切な手続きをとれば、応募者が参加資格の要件を満たさない、とはみなされず、即失格という扱いにはならない理解でよろしいでしょうか。	資格要件を満たさなくなった構成企業は、本公募に引き続き参加することはできませんが、構成企業の一部が参加資格要件を満たさなくなったことをもって直ちに当該構成企業が所属していたコンソーシアムが失格となるわけではありません。
46	募集要項	13	第 3	2	（ 4 ）			競争的対話等の実施	質問	資格審査に合格した構成企業以外のコンソーシアムの協力企業が参加することも可能でしょうか。	競争的対話等の参加者の範囲については、資格合格者に対し、通知しております。
47	募集要項	14	第 3	2	（ 4 ）			競争的対話等の実施	質問	競争的対話の中で、優先交渉権者選定基準の中身（特に事業費の上限額）を見直ししていただけの余地はあるのでしょうか？	競争的対話にて、「優先交渉権者選定基準」（事業費の上限額を含む）を調整する想定はありません。
48	募集要項	13	第 3	2	（ 4 ）			競争的対話等の実施	質問	競争的対話の実施的な日程を教えてください。	競争的対話等の日程及び回数等については、資格合格者に対し、通知しております。
49	募集要項	14	第 3	2	（ 4 ）	イ		競争的対話等の実施	質問	市と資格合格者との間での意見交換を資格合格者ごとに複数回を予定とありますが、想定されている回数をご教示ください。	
50	募集要項	14	第 3	2	（ 4 ）	ウ		市による実施契約書（案）、要求水準書（案）等の調整	質問	競争的対話を承けて実施契約書（案）や要求水準書（案）の調整が行われ、それがすべての資格合格者に周知される場合、その時期は具体的にいつ頃になるのでしょうか。	「公共施設等運営権実施契約書（案）」、「基本協定書（案）」、「要求水準書（案）」及び「モニタリング計画（案）」については、競争的対話にて調整を行った後、競争的対話終了後にお示しする予定です。
51	募集要項	15	第 3	3	（ 1 ）	オ		応募者の構成	質問	代表企業を除く構成企業の変更又は離脱を市が認める場合、その基準についてご教示ください。	「代表企業を除く構成企業を変更又は離脱せざるを得ない事情」については、市が個別の状況等を含め総合的に判断することとなります。なお、資格審査は、各構成企業の役割・実績等を資格審査書類にて確認しますので、当該審査を合格されたコンソーシアムにおける構成企業の変更・離脱については、相応の理由が必要となることをご理解ください。
52	募集要項	15	第 3	3	（ 1 ）	カ		応募者の構成	質問	構成企業の一部が参加資格要件を満たさなくなった場合、市に通知するのみでよく、応募者が即ち失格になるものではない、という理解でよろしいでしょうか。また、構成企業の変更とありますが、変更期限は令和3年6月に予定されている優先交渉権者の決定通知前までとの認識でよろしいでしょうか。	前半部分の質問については、No.45の回答をご確認ください。また、構成企業の変更については、事業提案書の評価に深く関係しますので、原則として事業提案書の提出前までとなります。なお、No.51の回答も併せてご確認ください。
53	募集要項	19	第 3	4	（ 3 ）	イ		事業提案審査	質問	書類審査に加えプレゼンテーション「等」による提案内容の確認を行うとのことですが、「等」とは具体的に何でしょうか。	プレゼンテーション時における、応募者の発言内容、配付資料、質問に対する回答を主に示しています。
54	募集要項	19	第 3	4	（ 3 ）	イ		事業提案審査	質問	審査時のプレゼンテーションの各コンソーシアムの内容等の守秘義務についてはどのような形で守られるのでしょうか。	各コンソーシアムのプレゼンテーションや事業提案については、本公募の競争性・公平性を確保しつつ、適切に情報を管理いたします。なお、市は、「大阪市情報公開条例」に基づく情報公開請求を受けた場合は、同条例に基づき情報の公開の可否を判断することとなります。
55	募集要項	19	第 3	4	（ 5 ）			特定事業の選定の取消し等	質問	「耐震管路網の早期構築の実現が見込めない、事業費総額の縮減達成が期待できない等本事業が適切に遂行される見通しが無いと市が判断した場合、公募開始後であっても優先交渉権者を選定せず、市は、特定事業の選定を取り消すことがある。」とありますが、要求水準を満たし、失格基準に該当しない場合でも優先交渉権者に選定されない事もあるのでしょうか。	基本的に、特定事業の選定を取り消すような事態が発生しないよう、本公募を進めます。ただし、「募集要項」に記載の状況となった場合、特定事業の選定を取り消すことがあることをご理解ください。
56	募集要項	19	第 3	5	（ 1 ）			基本協定の締結	質問	「なお、市は、基本協定書（案）の修正には原則として応じない。」とありますが、例外として修正が可能となる場合についてご教示願います。	公募の競争性に影響しない、軽微な修正と想定しています。

No	資料	見出し符号						項目名			質問・意見	回答
		頁	章	節	細節 1	細節 2	細節 3					
57	募集要項	19	第 3	5	(1)			基本協定の締結	意見		「市は、基本協定書（案）の修正には原則として応じない」とありますが、新型コロナウイルス等の想定外の感染症等により事業継続が困難となる可能性が排除できないことから、実施契約書（案）について将来的に協議させて頂く可能性を残したく、実施契約書（案）の修正には原則として応じない旨を定めた基本協定書（案）第7条1項について協議できるよう、当該文章の削除をお願いします。	原文のとおりとします。なお、新型コロナウイルスへの対応については、公共施設等運営権実施契約書（案）No.236及び237の回答もご確認ください。
58	募集要項	20	第 3	5	(3)			事業計画書（素案）の提出	質問		「市からの開示資料を活用」とありますが、現在進行中の本市の更新計画（中長期及び単年度）を開示して頂けると解釈してもよろしいでしょうか。	優先交渉権者に対し、基本協定の締結後に市から貸与する情報については、「要求水準書（案）」に記載された参照文書（下線なし）が主であり、それらを踏まえつつ、市がそれまでに貸与した守秘義務対象資料等を活用して、事業計画書（素案）を作成、提出してください。
59	募集要項	20	第 3	5	(3)			事業計画書（素案）の提出	質問		事業計画書（素案）の提出については、事業者の選定が終わってからの作業となるため期日が必要と考えています。素案として記載すべき事項と、事業計画書の提出時点で素案から変更があった場合の対処方法についてご教示いただきたい。	事業計画書（素案）の記載内容等については、各事業計画書の作成等に係る、「公共施設等運営権実施契約書（案）第26条から第28条」で示した内容と同様のものを想定しています。市と協議及び調整を行い、事業計画書（素案）から事業計画書（案）を作成していくこととなります。
60	募集要項	20	第 3	5	(4)			準備行為	質問		現地調査にあたり、応募者が市側へ払うコストはないという認識でよろしいでしょうか。応募者にかかる交通費、人件費は応募者側負担と認識	現地調査にあたり、対応する市職員の人件費等の負担を求める予定はありません。
61	募集要項	20	第 3	5	(7)			実施契約の締結	質問		実施契約書（案）の修正には原則として応じない、とのことですが、協議には応じていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	公募の競争性に影響しない、軽微な修正に係る協議を除き、原則応じることはありません。
62	募集要項	20	第 3	5	(7)			実施契約の締結	質問		「運営権を設定したうえで、市と運営権者は、競争的対話に基づいて調整された 実施契約書（案）に従い、速やかに実施契約を締結する。なお、市は、実施契約書（案）の修正には原則として応じない。」とありますが、例外として修正が可能となる場合についてご教示お願いします。	公募の競争性に影響しない、軽微な修正と想定しています。
63	募集要項	20	第 3	5	(7)			実施契約の締結	意見		「市は、実施契約書（案）の修正には原則として応じない」とありますが、新型コロナウイルス等の想定外の感染症等により事業継続が困難となる可能性が排除できないことから、実施契約書（案）のリスク分担等について将来的に協議させて頂く可能性を残したく、当該文章の削除をお願いします。	原文のとおりとします。なお、新型コロナウイルスへの対応については、公共施設等運営権実施契約書（案）No.236及び237の回答もご確認ください。
64	募集要項	21	第 3	5	(8)			譲渡又は貸与対象資産等の授受	質問		「市が算出する予定価格以上で有効な見積書を運営権者が提出」する時期をご教示ください。	優先交渉権者選定後に、具体的な日程等について協議する予定です。
65	募集要項	21	第 3	5	(8)			譲渡又は貸与対象資産等の授受	質問		市が算出する予定価格、算出根拠をご提示ください。	予定価格及び算出根拠を開示する予定はありません。市場価格等を参考に価格を見積もっていただくこととなります（「公共施設等運営権実施契約書（案）別紙4-1」参照）。
66	募集要項	21	第 3	5	(8)			譲渡又は貸与対象資産等の授受	質問		「市が算出する予定価格」が開示される時期をご教示ください。	
67	募集要項	21	第 3	5	(8)			譲渡又は貸与対象資産等の授受	質問		譲渡又は貸与対象資産等の授受に際し、運営権者の見積書が貴市の予定価格未満となった場合の取扱いについてご教示ください。	予定価格未満となった場合、見積書を改めてご提出いただく等、資産の授受に向けた再手続きを行うことを想定しています。
68	募集要項	21	第 3	5	(8)			譲渡又は貸与対象資産等の授受	質問		市が持つ機材、備品と同等のものを運営権者が独自に準備できるのであれば、譲渡、貸与不要という認識でよろしいでしょうか。	「公共施設等運営権実施契約書（案）別紙4-1及び4-2」に従い、「関連資料集No.6」に記載された資産については、運営権者へ全て譲渡することとなります。ただし、競争的対話において、当該譲渡対象資産の内容等について協議することは妨げません。
69	募集要項	21	第 3	5	(8)			譲渡又は貸与対象資産等の授受	質問		利用しないと事業運営ができず、運営権者が譲渡等で必須としなければならない機材、備品はどのようなものがありますでしょうか。	運営権者への譲渡対象資産については、「守秘義務対象資料（第一次）」にてお示ししており、それらの活用については運営権者の裁量によることとなります。なお、No.68の回答も併せてご確認ください。
70	募集要項	22	第 3	6	(2)	ア		守秘義務対象資料	質問		守秘義務対象資料に何が含まれているのかを事前にご教示ください。	「関心表明書兼開示資料貸与申込書【様式 2 - 】」等をご提出いただいた民間事業者に対して、お示ししております。
71	募集要項	22	第 3	6	(2)	イ	(ア)	守秘義務対象資料の貸与（第一次）	質問		守秘義務対象資料として貸与を予定されている資料を具体的にご教示ください。	
72	募集要項	22	第 3	6	(2)	イ	(ア)	守秘義務対象資料の貸与（第一次）	質問		「速やかに」とありますが、具体的にどの程度の日数を見込んでおけば良いでしょうか。	市における事務処理等に一定の期間を頂戴いたしますが、準備が整い次第、速やかにお送りします。
73	募集要項	22	第 3	6	(2)	イ	(ア)	守秘義務対象資料の貸与（第一次）	質問		事業提案書等を作成するにあたって必要となる守秘義務対象資料（第一次）に関して、市から民間事業者へ貸与後に、質問や意見の機会を設けていただけないでしょうか。	「関心表明書兼開示資料貸与申込書【様式 2 - 】」等をご提出いただいた民間事業者に対して、質問等に関する詳細についてお示ししております。
74	募集要項	22	第 3	6	(2)	イ	(イ)	守秘義務対象資料の貸与（第二次）	質問		「速やかに」とありますが、具体的にどの程度の日数を見込んでおけば良いでしょうか。	№72の回答をご確認ください。
75	募集要項	22	第 3	6	(2)	イ	(イ)	守秘義務対象資料の貸与（第二次）	質問		守秘義務対象資料として貸与を予定されている資料を具体的にご教示ください。	資格合格者に対しお示しする予定です。
76	募集要項	22	第 3	6	(2)	イ	(イ)	守秘義務対象資料の貸与（第二次）	質問		事業提案書等を作成するにあたって必要となる守秘義務対象資料（第二次）に関して、市から民間事業者への貸与後に、質問や意見の機会を設けていただけないでしょうか。	競争的対話等の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
77	募集要項	23	第 3	6	(2)	イ	(ウ)	優先交渉権者選定後（第三次）	質問		「優先交渉権者が本事業の実務を実施するにあたって必要となる情報」の内容を具体的にご教示ください。	「守秘義務対象資料（第三次）」は、運営権者が本事業の実務を実施するにあたって必要となる情報となります。それらは、「要求水準書（案）」の参照文書でお示ししているように、局の業務マニュアル・手引き等の実務的な資料が主なものとなりますため、基本協定締結後に貸与する予定です。そのため、事業提案にあたっては、「守秘義務対象資料（第一次、第二次）」等の情報をご活用ください。
78	募集要項	23	第 3	6	(2)	イ	(ウ)	優先交渉権者選定後（第三次）	意見		基本協定締結後に貸与される「本事業の実務を実施するにあたって必要となる情報」とは、要求水準書49、58、61、64頁等で記載されている文書等を指すかと思いますが、優れた提案内容を検討するにあたって重要な情報を含む文書等は、守秘義務対象資料（第二次）と併せて貸与又は提供することを検討ください。	

No	資料	見出し符号						項目名			質問・意見	回答
		頁	章	節	細節 1	細節 2	細節 3					
79	募集要項	23	第 3	6	(3)	イ	(ア)	著作権及び提案書類の公開	質問		提案書類のうち、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと市が判断した箇所については、公開しないとありますが、応募者との協議の上で市が判断するとの理解でよろしいでしょうか。	原則として、応募者との事前協議を実施することは想定しておりませんが、必要に応じて応募者に対し事前の内容確認を行う等、関係法令等に則りつつ、適切に対応いたします。
80	募集要項	23	第 3	6	(3)	イ	(ア)	著作権及び提案書類の公開	質問		「市は、提案書類の全部又は一部を無償で使うことができる」とありますが、使用に先立ち運営権者と公表内容等を協議頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	
81	募集要項	23	第 3	6	(3)	イ	(ア)	著作権及び提案書類の公開	質問		「市は、大阪市情報公開条例に基づき、請求者へ提案書類を公開する場合がある」とありますが、公開する内容については事前に運営権者と協議頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	
82	募集要項	23	第 3	6	(3)	イ	(ア)	著作権及び提案書類の公開	質問		「無償で使うことができる」とございますが、応募者のノウハウを含むものにあたるため、「協議の上」として頂けますでしょうか。	
83	募集要項	23	第 3	6	(3)	イ	(ア)	著作権及び提案書類の公開	意見		「市が審査結果の公表～必要と認める範囲内において」との記載がありますが、提案書類には提案者独自のアイディア・技術・ノウハウが記載されていますので、使用する前には提案書類作成者との事前協議を実施して頂きたい。	
84	募集要項	23	第 3	6	(3)	イ	(ア)	著作権及び提案書類の公開	意見		「市は、大阪市情報公開条例に基づき～公開する場合がある」との記載がありますが、提案書類には提案者独自のアイディア・技術・ノウハウが記載されていますので、使用前には提案書類作成者との事前協議を実施して頂きたい。	
85	募集要項	24	第 3	6	(3)	イ	(ウ)	提案内容の矛盾	質問		市の解釈によるとありますが、応募者に内容の解釈の確認をすべきではないでしょうか？	プレゼンテーション時における質問等への回答により意図を確認できた場合を除き、原則として、応募者に対し内容の解釈に係る確認を実施する想定はありません。なお、齟齬が生じないよう正確な記載をお願いします。
86	募集要項	24	第 2	6	(3)	イ	(ウ)	提案内容の矛盾	意見		「矛盾がある場合、市の解釈による」との記載がありますが、貴市による解釈の決定前に応募者との事前協議を実施して頂きたい。	
87	募集要項	24	第 3	6	(3)	イ	(ウ)	提案内容の矛盾	質問		「矛盾がある場合、市の解釈によるもの」と記載がありますが、貴市の解釈について応募者に連絡があるのでしょうか。	
88	募集要項	24	第 3	6	(3)	イ	(エ)	提案内容の履行義務	意見		「プレゼンテーション時の提案内容に係る質問に対する回答」については、作成された議事録を市と優先交渉権者が相互に確認した内容としていただきたい。	市においてプレゼンテーション時の記録は残す予定ですが、本審査参加者との間で、議事録の調整、協議等を行う予定はありません。
89	募集要項	24	第 3	6	(3)	イ	(エ)	提案内容の履行義務	質問		プレゼンテーション時の提案内容に係る質問に対する回答についても履行義務を負うとされていますが、プレゼンテーション時のやりとりは書面化されるのでしょうか。	
90	募集要項	24	第 3	6	(3)	イ	(エ)	提案内容の履行義務	質問		提案内容に係る質問に対するご回答は対応メモが共有され、その内容について認識齟齬ある場合、協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	
91	募集要項	25	第 4	3	(1)			水道料金及び利用料金の考え方	質問		制度変更等により水道料金が大幅に減収となった場合、その場合は按分方法等の見直しが見られるものという認識でよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨が不明確なため、回答を差し控えさせていただきます。なお、利用料金については、毎年度補正や定期レビュー又は臨時協議により、利用料金按分率を補正することで、運営権者が収受する利用料金額が変動しないよう調整を行うなどの措置を想定しております。
92	募集要項	26	第 4	3	(2)			市からの一部負担金	質問		設計業務と工事請負は別発注となりますが、工事竣工まで設計費の請求はできないのでしょうか。（設計費と施工費を分けて精算できるのでしょうか）	配水管更新工事費には設計費も含まれますので、一部負担金部分は工事竣工後に所定の手続きに基づき市から支払われることとなります。また、4年の料金算定期間中に完成が見込まれる工事に関しては、竣工前であっても、当該工事費の一部が利用料金として賄われる場合があります。
93	募集要項	26	第 4	3	(2)			市からの一部負担金	質問		市は、一部負担金の額を、確定させた年度毎に、金銭にて運営権者に支払う、とありますが、何月ころの支払いを予定しているか教えてください。	一部負担金は四半期ごとに、市が完成検査の合格を通知した工事について支払うこととなります。詳細は、「公共施設等運営権実施契約書（案）」をご確認ください。
94	募集要項	26	第 4	3	(2)			市からの一部負担金	質問		一部負担金について、当該項目では確定させた年度毎に、金銭にて運営権者に支払う、とありますが、実施契約書（案）47条-2では四半期ごととあります。どちらが正しいでしょうか。	市が完成検査の合格を通知し、一部負担金額が確定した工事について、当該確定年度における確定月が属する四半期分として支払われることとなります。A年度の5月に完成した工事は、A年度の第1四半期分として、10月に完成した工事は、A年度の第3四半期分として一部負担金が支払われます。
95	募集要項	26	第 4	3	(2)			市からの一部負担金	質問		貴市からの一部負担金について、「事業量実績に応じて確定させた年度毎に、金銭にて運営権者に支払う」との記述がありますが、実施契約書（案）22頁の第47条第3項には、運営権者の請求に応じて四半期ごとに支払われる旨の記述があり、相違が生じております。どちらの記述が正しいのでしょうか。	
96	募集要項	26	第 4	3	(2)			市からの一部負担金	質問		「一部負担金」は事業量実績に応じて確定させた年度ごとに、金銭にて運営権者に支払う、と規定されています。一方、実施契約書（案）の47条-3では運営権者は四半期ごとに市へ請求書を発行して、市が当該四半期の「一部負担金」を支払うと規定されています。募集要項の記載が誤りで、実施契約書が正という理解でよろしいでしょうか。	
97	募集要項	26	第 4	3	(4)	ア		事業費及び配水管の口径別単価の提案	質問		「配水管の口径別単価は、（中略）市が確認を行ったうえで決定される。」とありますが、何について何を目的として確認するのでしょうか。市が確認を行った上で不適切と考えた際は修正を行うということでしょうか。	市による優先交渉権者選定後、当該優先交渉権者による事業計画書（素案）の提出前に、確認を行うこととなります。そのため、評価結果や提案事業費に影響を及ぼさない範囲での単価変更（計算誤り等の軽微な修正による単価変更を含む）の可能性はあると考えています。
98	募集要項	26	第 4	3	(4)	ア		事業費及び配水管の口径別単価の提案	質問		配水管の口径別単価は、1キロメートルあたりの布設替及び撤去に要する単価との記載がありますが、布設替の単価に撤去の単価を含めるという理解でよろしいでしょうか。	布設替の単価に、既設管撤去の単価を含めます。優先交渉権者選定基準No.46の回答も併せてご確認ください。

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節 1	細節 2	細節 3				
99	募集要項	26	第 4	3	(4)	ア		事業費及び配水管の口径別単価の提案	質問	口径別単価の提案を望まれているが、金額内訳については資格審査後に必要とされるのでしょうか。	事業提案の際に必要なとなります。 詳細は、資格審査の申込者に開示しております「利用料金按分率計算書」をご確認ください。
100	募集要項	26	第 4	3	(4)	ア		事業費及び配水管の口径別単価の提案	意見	口径別単価の提案に於いては、小管については殆どが、開削工法による布設・撤去であると思うが、枝管以上の大口径に関しては、開削工法や推進工法や P I P 工法等があり、一概に K m 単価を算出するのは難しいと思います。現場環境に応じて工法が異なる為、事前の現地調査が必要と考えます。	ご意見のように、口径の大きい管路については複数の工法が考えられますので、必要に応じて事前の現場確認等を実施いただき、口径別単価をご提案ください。
101	募集要項	26	第 4	3	(4)	ア		事業費及び配水管の口径別単価の提案	意見	近年の配水管改良工事を見ると、縮径による布設替えが増えているように思います。民間企業では、路線によって縮径可能か否かの判断が出来ません。従って工事費の算出に大きく影響してくると思われます。	「守秘義務対象資料（第一次、第二次）」を参考にご判断ください。
102	募集要項	27	第 4	3	(4)	ア		事業費及び配水管の口径別単価の提案	意見	上記と同様に撤去に於いても、存置せざるを得ない場所も出てくると思います。開削工法による K m 単価は有る程度、算出出来ると思いますが、存置の延長が長くなると総工事費に影響が来ると思われます。	更新に際し、既設管は撤去を原則としますが、PIP工法によりさや管となり、配水管として機能しなくなった部分の延長及び、「要求水準書（案）第 4 - 3 - (3) - イ - (イ)」に示す既設管を存置せざるを得ない場合における、配水管としての機能を停止したうえで存置する管路延長は、更新する配水管延長に含むものとします。
103	募集要項	27	第 4	3	(4)	ア		事業費及び配水管の口径別単価の提案	質問	利用料金及び一部負担金の算定には、当該工事により撤去される既設配水管の口径及び平面延長を用いることとありますが、既設管の撤去を伴わない工法を用いる場合は、どのように算定されるのでしょうか。	
104	募集要項	27	第 4	3	(4)	ア		事業費及び配水管の口径別単価の提案	質問	" 配水管の口径別単価は、平面延長1キロメートルあたりの布設替及び撤去に要するそれぞれの口径別の単価とし、"と規定されています。 事業提案者は布設替単価表と撤去のみの単価表の2通りの口径別単価表を提出するという理解で正しいでしょうか。また、その場合、開示資料24-2の利用料金按分率計算書は布設工事費単価を入れるだけとなっており、撤去のみの単価はどこに入力するのでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。 「利用料金按分率計算書」は「撤去のみ」の入力欄も加えた更新版を資格審査の申込者に対して開示しております。
105	募集要項	27	第 4	3	(4)	ア		事業費及び配水管の口径別単価の提案	質問	" 利用料金及び一部負担金の額の算定に 当たっては、 配水管の 口径別単価と当該工事により撤去される既設配水管の 口径及 び平面延長を用いることし、"と規定されています。 撤去の口径と設置の口径が違ふ場合の算定方法をご教示願います。	口径別単価に関しては撤去した既設管の口径の単価を使用してください。
106	募集要項	27	第 4	3	(4)	ア		事業費及び配水管の口径別単価の提案	質問	応募者が口径別単価を提案することになっていますが、単価は施工する路線の条件により異なると考えます。ここで提案すべき単価は、様々な施工条件等を全て考慮して算出した費用を口径別に平均化したものということなのでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	募集要項	27	第 4	3	(4)	ア		事業費及び配水管の口径別単価の提案	質問	「口径別の単価として～市が確認を行ったうえで決定される」との記載がありますが、確認の結果によっては、提案書類に記載した単価が変更される可能性があるのでしょうか。	No.97の回答をご確認ください。
108	募集要項	27	第 4	3	(4)	ア		事業費及び配水管の口径別単価の提案	質問	「提案書類において提案した各口径別単価を基礎として、市が確認を行ったうえで決定される」とありますが、市の確認により、提案した各口径別単価が変更される事があるのでしょうか。	
109	募集要項	27	第 4	3	(4)	ア		事業費及び配水管の口径別単価の提案	質問	市の確認により各口径別単価が変更となる場合、全体の事業費が変わってくる事になると思われますが各口径別単価の決定はいつの時点で行われるのでしょうか。	
110	募集要項	27	第 4	3	(4)	イ		利用料金按分率の提案	質問	利用料金按分率の提案を応募者から受けるとされていますが、優先交渉権者選定基準での価格評価では事業費とベース単価が評価項目と設定されており、利用料金按分率が評価項目に設定されておりません。利用料金按分率の提案に対する評価の方法についてご教示願います。	実質的な価格評価は事業費とベース単価で行うこととなりますが、利用料金按分率に関しては、ご提案いただいた事業費に基づき、自動計算で算出されるため、間接的に評価していることになります。
111	募集要項	27	第 4	3	(4)	イ		利用料金按分率の提案【応募者からの提案の流れ】	質問	「年度ごとの更新計画を作成」から始まりますが、貴市所有の配管情報のshpファイル等を頂かなくては、限定的な紙資料を基に計画せざるを得ません。より効果的な計画を提案するために、同ファイルの共有を速やかに願います。	「守秘義務対象資料（第一次、第二次）」や管路情報管理システムの閲覧にて得た情報等を基に、管路情報を把握してください。当該システムの閲覧の機会は、再度、設ける予定です。 管路情報管理システムに登録されている図形デジタルデータは、事業者選定後、お示しする予定です。
112	募集要項	27	第 4	3	(4)	イ		利用料金按分率の提案【応募者からの提案の流れ】	質問	に記載の配水管更新工事費には、配水管更新工事に係る経費・利益等が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	工事に係る間接経費は含まれますが、会社運営に係る経費や利益は【応募者からの提案の流れ】で算出していただくことになります。
113	募集要項	28	第 4	3	(4)	イ		利用料金按分率の提案【応募者からの提案の流れ】	質問	利用料金按分率算定の基となる水道料金等の見込額は、別途開示する資料に示すとありますが、いつ頃開示いただけますか。	「水道料金等の見込額」については、「守秘義務対象資料（第一次）」にてお示ししております。
114	募集要項	28	第 4	3	(4)	イ		利用料金按分率の提案【応募者からの提案の流れ】	質問	「利用料金按分率算定の基となる水道料金等の見込額は、別途開示する資料に示すものを用いることとする。」とありますが、開示される時期についてご教示願います。	
115	募集要項	28	第 4	3	(5)			運営権対価	質問	運営権対価の 2 5 億円は、事業費（予定価格）3 , 7 5 0 億円（税込）に含まれているのでしょうか。	運営権対価に消費税相当額を加えたものが事業費の上限3,750億円に含まれております。

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節 1	細節 2	細節 3				
116	募集要項	28	第 4	3	(5)			運営権対価	質問	運営権対価が25億円となる根拠を開示願います。リスク分担が適切と言えるのか、疑問が残ります。	運営権対価の設定根拠に関して、開示の予定はありません。公募の条件としてご理解ください。
117	募集要項	28	第 4	3	(5)			運営権対価	質問	運営権対価の算出根拠をお示し願えますでしょうか。	
118	募集要項	28	第 4	3	(5)			運営権対価	質問	内閣府の「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（令和2年7月17日改正）」記載の下記事項の開示いただけませんか。 7 運営権対価 7 - 2 運営権対価の算定に必要な情報 2 . 留意事項 (1) 運営事業の基本的な考え方 これまでの収入及び支出の実績明細に係るデータ（利用者数、利用料金規定、施設・設備の資産内容、操業率、人件費等の操業費用、過去の修繕・投資実績、業務委託先等） 今後の収入及び支出に影響を与えうる事項（施設・設備の維持・更新計画、運営事業として実施可能な業務の範囲、近隣の類似施設の情報（整備予定の施設の情報も含む）等） 管理者等が運営権対価の最低価格を計算するに当たって考慮する割引率等の根拠	
119	募集要項	28	第 4	3	(5)			運営権対価	質問	市が設定された運営権対価25億円の算出根拠をご教授ください。	
120	募集要項	28	第 4	3	(5)			運営権対価	意見	運営権対価を 2 5 億円とした根拠をお示してください。	
121	募集要項	28	第 4	3	(5)			運営権対価	質問	運営権を設定する対象施設について明確に示して下さい	運営権設定対象施設となる配水管及び附属設備は、固定資産上「配水管」として登録されている管路及びこれに附属する設備になります。この区分を明確にした図面は、「守秘義務対象資料（第二次）」でお示しします。
122	募集要項	28	第 4	3	(5)			運営権対価	質問	運営権者とは管理者として扱われるのでしょうか、管理者と運営権者の具体的な業務分担を示して下さい。	記入いただいた見出し符号及び項目名に記載している内容と照らし合わせましたが、ご質問の趣旨が不明確なため、回答は差し控えさせていただきます。
123	募集要項	28	第 4	3	(5)			運営権対価	質問	運営権者は関連事業者との折衝に於けるスケジュールや費用負担の決定権は運営権者に有るのでしょうか、管理者でしょうか	記入いただいた見出し符号及び項目名に記載している内容と照らし合わせましたが、ご質問の趣旨が不明確なため、回答は差し控えさせていただきます。
124	募集要項	29	第 5	1	(1)			公共施設の内容	質問	2020年4月時開示の実施方針では「市水道事業において使用する配水管（平成31年3月末時点）5,133kmを対象施設とし」とございましたが、本箇所では「延長5,129km」となっております。どちら正しいのでしょうか。	現時点では、5,129km（令和 2 年 3 月末時点）です。
125	募集要項	29	第 5	1	(1)			公共施設の内容	質問	「延長5,129km」とございますが、管路の耐震管率、管路の老朽管率の計算式における「管路の総延長（5,223）」となっております。こちらの計算式の数字は何の数字となりますでしょうか。	5,223kmは、導水管及び送水管を含む、市が保有する全管路延長です。
126	募集要項	29	第 5	1	(1)			施設の所在地及び概要	質問	令和2年3月末時点の延長と内訳が示されていますが、令和4年3月末時点で目標とする延長と内訳をご教示ください。既に市では計画上の見込値を算出されていると考えます。	「守秘義務対象資料（第一次）」をご参照ください。
127	募集要項	29	第 5	1	(1)			施設の所在地及び概要	質問	管路の延長に関する詳細情報（7月の追加開示資料4 - 3テンプレートの最新版）をご提示ください。	「守秘義務対象資料（第一次）」において、管路の延長に関する情報をお示ししており、また、ご指摘のテンプレートについては、資格審査の申込者にお示ししております。